

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき令和八年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を定める件の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和 8 年 1 月 16 日
厚生労働省

今般制定された、介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき令和八年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を定める件（令和 8 年厚生労働省告示第 9 号）は、令和 8 年度の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）による医療保険者の納付金の算定に用いる率及び額について、別紙のとおり定めるものであり、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 2 号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

※ 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一 （略）

二 納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての命令等その他当該法律の施行に関し必要な事項を定める命令等を定めようとするとき。

三～八 （略）

担当：厚生労働省 老健局介護保険計画課

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき令和八年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を定める件について（概要）

厚生労働省老健局介護保険計画課

1. 制定の趣旨

- 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）による令和 8 年度の医療保険者の納付金の算定に用いる率及び額を定めるもの。

2. 告示案の概要

令和 8 年度の概算納付金の額、令和 6 年度の確定納付金の額及び令和 6 年度の確定納付金の額の精算に必要な調整金額の算定に必要な以下の諸係数を定める。

- ① 概算納付金と確定納付金の差額により生じる利息等の額に係る算定率（介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成 11 年厚生省令第 43 号。以下「省令」という。）第 6 条第 3 項）0.00986768
 - ② 標準給付費等の伸び率（省令第 7 条第 2 号）1.20543111
 - ③ 第 2 号被保険者見込数の伸び率（省令第 8 条第 2 項第 2 号）0.99326980
 - ④ 第 2 号被保険者一人当たり負担見込額（省令第 9 条）89,791 円
 - ⑤ 総報酬割概算負担率（省令第 9 条の 2）0.01884599
 - ⑥ 第 2 号被保険者一人当たり負担額（省令第 11 条）74,535 円
 - ⑦ 総報酬割確定負担率（省令第 11 条の 2）0.01631540
- ※ 具体的な数値の算定根拠については、説明資料に記載のとおり。

3. 根拠条項

- 省令第 6 条第 3 項、第 7 条第 2 号、第 8 条第 2 項第 2 号、第 9 条、第 9 条の 2、第 11 条、第 11 条の 2 及び第 13 条

4. 適用期日等

- 告示日：令和 8 年 1 月 16 日
- 適用期日：告示日